

広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十八号

広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則

(広島県税規則の一部改正)

第一条 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項及び第二十三条の六中「第二十条の九の第三項」を「第二十条の九の

第三項」に改める。

第二十五条第二項中「第五十三条第四十七項」を「第五十三条第四十六項」に改め、同

条第三項中「第五十三条第四十八項」を「第五十三条第四十七項」に改める。

第二十五条の四中「第七十二条の四十九第五項」を「第七十二条の四十八の二第六項」

に改める。

第二十七条第一項中「第七十二条の四十九第十一項」を「第七十二条の四十八の二第二十

二項」に改める。

別記様式第三十八号(裏)中

4 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金	(1) 租税特別措置法第66条の11の2第3項に規定する国税庁長官の認定を受けたことを証する書類 (2) 申請者の定款 (3) 申請者の申請の日を含む事業年度の収支予算書 (4) 申請者の申請の日を含む事業年度開始の日前1年以内に開始する事業年度の収支決算書 (5) 本県における過去2年以内の活動実績を証する書類及び今後2年以内の活動予定を記載した書類
---	---

を

4 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金	(1) 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23年法律第70号)による改正前の租税特別措置法第66条の11の2第3項に規定する国税庁長官の認定又は特定非営利活動促進法第44条第1項に規定する所轄庁の認定を受けたことを証する書類 (2) 申請者の定款 (3) 申請者の申請の日を含む事業年度の収支予算書 (4) 申請者の申請の日を含む事業年度開始の日前1年以内に開始する事業年度の収支決算書 (5) 本県における過去2年以内の活動実績を証する書類及び今後2年以内の活動予定を記載した書類
---	---

に

改める。

別記様式第四十四号の四中「第53条第47項」を「第53条第46項」に改める。

「第45項」「第44項

別記様式第四十四号の五中 第53条第46項 を「第53条第45項」に改め、同様式

第47項」 第46項」

欄第一中「第53条第45項若しくは第46項」を「第53条第44項若しくは第45項」に

「同条第47項」を「同条第46項」に改める。

「地方税法第72条の49第4項の規定により、次のとおり別記様式第四十四号の六中 請求をする旨の届出があつたことを証明します。

法人事業税・地方法人特別税の更正の
「 地方税法第 72 条の 48 の 2 第 4 項の規定に
」 や 正の請求をする旨の届出があつたことを証明
より、次のとおり法人事業税・地方法人特別税の更
正します。」

「 地方税法第 72 条の 49 第 4 項の規定により、次のとおり
請求をする旨の届出がありました。」

法人事業税・地方法人特別税の更正の
「 地方税法第 72 条の 48 の 2 第 4 項の規定に
」 や 正の請求をする旨の届出がありました。

より、次のとおり法人事業税・地方法人特別税の更
正します。」

「 第 58 条第 4 項
の規定により、
」

法人事業税の分割基準の修正又は決定を請求します。
「 次の法人について地方税法第
」

第 58 条第 4 項
の規定により、法人事業税
の分割基準の修正又は決定を請求します。

「

「 地方税法事務取扱規則の 1 部を改正し
」

第 2 条 地方税法事務取扱規則（昭和三十五年地方税法規則第九十二号）の 1 部を次のように
改正する。

第 7 条の 3 第 1 項中「第 72 条の 48 の 2 第 5 項」を「第 72 条の 48 の 2 第 6 項
」に改める。

「 第 58 条第 4 項
の規定により、法人
」

県民税
の分割基準の修正又は決定を当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の都道府県
事業税

「
」 や 次の法人について地方税法
第 58 条第 4 項
第 72 条の 48 の 2 第 6 項
の規定により、法人事業税

の分割基準の修正又は決定を当該法人の主たる事務所又は事業所所
定により、法人事業税

在地の都道府県知事に請求してください。」

「 地方税法第 72 条の 49 第 4 項の規定により、次のとおり報告
します。」 や 「地方税法第 72 条の 48 の 2 第 4 項の規定により、次のとおり報告します。」

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中広島県規則別記様式第三十八号の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

(旧様式による用紙に関する経過措置)

2 この規則による改正前の広島県規則及び広島県事務取扱規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の広島県規則及び広島県事務取扱規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。